

かつら川

No.175



大月市 ▲日本三奇橋「名勝 猿橋」(大月市提供)

主な目次

正副会長、理事会	2
大月税務署管内関係民間団体長会	3
支部活動報告	3
青年部会活動報告	3
女性部会活動報告	4
令和2年度年間予定表	8
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	9
税務署からのお知らせ	11
第45回神社めぐり (犬嶋神社)	12



▲市の花「山ゆり」



▲市の木「八重桜」
(大月市提供)

消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会は令和3年5月に創立70周年を迎えます。

正副会長会 平成三十一年度 第四回理事会

三月二十五日(水)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。
審議事項については、全項承認されました。

議事

(審議事項)

第一号議案 令和二年度事業計画案

承認の件

第二号議案 令和二年度収支予算案

承認の件



第三号議案 全法連・県連功労者表彰

の件

第四号議案 役員一名選任の件

第五号議案 第九回定時総会開催

の件

第六号議案 創立七十周年記念事業

の件

第七号議案 就業規則一部改正の件

(報告事項)

一、前回理事会開催以降の事業報告
及び代表理事・業務執行理事の
職務執行状況報告について

二、今後の主要事業について

三、令和三年度税制改正に関するアンケートについて

四、令和二年度第一回理事会について

令和二年度 第一回正副会長会

四月十七日(金)、十一時より大月法人会館に於いて開催。

審議事項については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和二年度第一回理事会を書面決議とし、第九回定時総会は感染防止対策を講じた上で五月二十六日(火)に開催し、総会終了後の特別講演会及び懇親会を中止することを決定しました。

議事

第一号議案 令和二年度第一回理事会の件

第二号議案 平成三十一年度事業報告案の件

第三号議案 平成三十一年度収支決算報告案の件

第四号議案 第九回定時総会開催の件

第五号議案 役員二名退任の件

第六号議案 桂友会役員候補者推薦の件

第七号議案 平成三十一年度支部別

会員状況の件

第七号議案 平成三十一年度支部別
会員状況の件



関係民間団体長会

一月二十二日(水)、大月税務署三階会議室に於いて、大月税務署管内関係民間団体長会が開催され、令和元年分確定申告に係る協議の他、各団体及び税務署から連絡・報告がありました。



支部活動報告

上野原・大月・都留支部 合同セミナーの開催

二月十八日(火)、アピオプラザ都留に於いて開催。一般含め九十八名が出席しました。

第一部税務研修会では、大月税務署法人課税第一部門の鈴木英明審理上席国税調査官より、昨年十月に実施導入された消費税軽減税率制度の仕組みを解説して頂きました。



第二部の特別講演会では、さまざまな大使でもある桃太郎俳優・桃太郎研究家の神木優氏が「大月桃太郎から学ぶ成功マインド」と題して講演。おとぎ話で有名な「桃太郎」は室町時代から六百五十年にわたり継承され、この物語には軽快な物語であると同時に社会の本質や教訓・戒めなどが込められ、人が人と関わりあう社会の中でどう生きていくかを教えてくれると。

また、桃太郎の発祥地は全国各地にあり、代表的な岡山の外に香川、愛知、岐阜、奈良、そして山梨の大月があるが、明治時代に菱川春宣によって描かれた桃太郎の錦絵の背景に富士山が、はつきりと描き込まれていることから、最近は大月説が勢いづいていると力説していました。

青年部会活動報告

青年部会役員会

四月二十四日(金) 大月法人会館



女性部会活動報告

女性部会日帰り研修会

二月十四日(金)、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大が危ぶまれている渦中での日帰り研修会となりました。明治座での川中美幸のフジヤマ(夢の湯)物語は明るく楽しい舞台で活気を貰いました。

その後、八王子京王プラザホテルで、元大月税務署長の森田先生にユーモアのある税務研修会と懇親会が和やかに行われました。

実施の数日前から参加予定の部会員の皆様にはマスク、手袋、消毒液を持参するようお願いし、無事に終



わったことに安堵しました。今までにない日帰り研修会でした。
女性部会事業委員長 藤江 一枝



県連女連協交流会

二月六日(木) 常盤ホテル



租税教室・絵画お願い

二月二十七日(木) 上野原市教育委員会



上野原・大月・都留三支部総会

二月二十六日(木) ホテル鐘山苑



租税教室・絵画お願い

三月九日(月) 上野原西小学校



(5)



租税教室・絵画お願い
四月十四日(火) 上野原西小学校



租税教室・絵画お願い
四月十四日(火) 上野原市役所



女性部会役員会
四月二十二日(水) 大月法人会館

令和2年度 普通会費納入のお願い

1. 口座振替ご利用の会員
6月15日(月)にご指定の金融機関口座から振替させていただきます。
2. 振込ご利用の会員
別途、振込のご案内をさせていただきます。
振込期限 6月30日(火)。

(6)

広報誌封入作業

十二月二十五日(水) 八名 大月法人会館



e-Tax CM

一月二十二日(水) 大月税務署



新年税務署挨拶

一月七日(火) 九名 大月税務署



確定申告広報車

二月十七日(月) 大月税務署



正副会長会

一月七日(火) 九名 大月法人会館



広報委員会

三月十六日(月) 大月法人会館



決算法人説明会

一月十七日(金) 二十一名 大月法人会館



監査会

四月二十日(月) 大月法人会館





県連正副会長会
三月二日(月)
四月十五日(水) 甲府法人会館

新入会員紹介

○ハリカ上野原
(上野原市上野原一三七六)
代表者 志村 英美

**東京地方税理士会大月支部
賀詞交歓会**
一月二十四日(金) ホテル鐘山苑で開催
細田会長出席



**県連創立七十周年記念
祝賀会・賀詞交歓会**
一月二十日(月) 甲府記念日ホテル



県連創立七十周年記念式典
一月二十日(月) 甲府記念日ホテル



県連広報委員会
三月三日(火) 甲府法人会館



県連税制委員会
二月二十日(木) 甲府法人会館



県連総務委員会
三月五日(木) 甲府法人会館



県連研修委員会
二月二十五日(火) 甲府法人会館

令和二年度 年間予定表

上 11 月上旬
中 11 月中旬
下 11 月下旬

3月	2月	3年1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	2年4月	
上 県連理事會 上 県連事務局會議 上 事務局セミナー	上 関係民間団体長會	中 全法連賃詞交歓會 中 県連賃詞交歓會 下 税理士會賃詞交歓會	中 県連事務局會議	中 中学生税金弁論大會 12 納税表彰式 中 県連女性社員向け 又 キルアツセミナー③	8 全国大會 岩手大會 上 関係民間団体 中 東京国税局長會議 下 関係民間団体長會	中 県連女性社員向け スキルアツセミナー②	下 県連事務局會議	中 県連女性社員向け 又 キルアツセミナー① 中 関係民間団体長會 中 関係民間団体意見交換會	4 関係民間団体長會 事務局長會議 17 関係民間団体長會		15 県連正副会長會	上 部団体の主な事業
中 正副会長會 中 理事會		上 正副会長會 正副会長 税務署新年挨拶 14 創立70周年記念式典 賃詞交歓會			上 正副会長會 上 理事會	中 総務委員會		中 正副会長 新署長・幹部に挨拶		26 第9回定時総會	17 正副会長會 20 監査會	総務委員會
19 新設法人説明會	下 県連組織委員會		15 新設法人説明會	年末調整説明會 吉田 都留 大月 上野原		15 上組織・厚生委員會 新設法人説明會			12 新設法人説明會			組織委員會
中 研修委員會	下 県連研修委員會	14 創立70周年記念 講演會				中 研修委員會						研修委員會
18 上 税制委員セミナー 決算法人説明會	下 県連税制委員會	15 決算法人説明會		19 税制改正要望活動 決算法人説明會		17 決算法人説明會 中 税制委員會	21 決算法人説明會		18 中 県連税制委員會 決算法人説明會	19 決算法人説明會		税制委員會
	中 県連厚生委員會					中 組織・厚生委員會		中 県連厚生委員會				厚生委員會
上 広報委員會	中 県連広報委員會	1 広報誌「かつら川」 177号発行		上 広報委員會		1 広報誌「かつら川」 176号発行	下 県連広報委員會	上 広報委員會		1 広報誌「かつら川」 175号発行		広報委員會 (広報誌編集)
	上 環富士山交流会		上 年末特別研修會	8 全国青年の集い 鳥根大會 標語表彰式 年末調整説明會 吉田 都留 大月 上野原	中 標語最終選考會 少年野球大會 少年野球教室	中 4 単位會共催 サッカー教室	上 税務署との意見交換會 中 県連連絡協議會 標語高校訪問 都留高校 都留興譲館高校	中 標語高校訪問 都留高校	下 4 単位會共催 ミニバスケット ボール教室	26 第9回定時総會	24 24 監査會 役員會	青年部會
	中 県連連絡協議會 交流会 中日帰り 税務研修會		中 県連連絡協議會 正副会長會	25 全国女性フォーラム 愛媛大會	中 絵画最終選考會 中 県連連絡協議會	上 第17回慰問 都留地区	上 県連連絡協議會 正副会長會	中 租税教室 上野原西小	中 租税教室講習會 「税の絵はがき コンクール」お願い	26 第9回定時総會 下 県連連絡協議會 正副会長會	22 22 監査會 役員會	女性部會 14 上野原西小 上野原市役所
下 西桂地区 税務研修會 下 忍野地区 税務研修會 下 山中湖地区 税務研修會	中 上野原大月・都留 地区合同セミナー 上 富士吉田地区 税務 研修會		上 富士急グループ部會 税務研修會	中 道志地区 税務研修會 下 大月地区 税務研修會	中 河口湖地区 税務研修會 特別講演會	中 都留地区 税務研修會	下 上野原地区 税務研修會					その他部會・支部會等

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

大規模法人のe-Tax義務化に伴う平成31年4月以降の
主な利便性向上策についてお知らせします。

適用開始時期(予定)	概 要
平成31年4月以後 終了事業年度の申告 (実施済)	① 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化(法人税) (書面申告等の場合であっても適用される制度です。)
令和元年5月以後 の申告 (実施済)	② 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式 の柔軟化(法人税) 現状のデータ形式(XML形式)に加え、CSV形式による 提出を可能とします。
	③ 勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(法人税) 現状のデータ形式(XML形式)に加え、CSV形式による 提出を可能とします。
	④ 法人番号の入力による法人名称等の自動反映 (法人が納税者となる全税目)
令和2年3月以後 の申告	⑤ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力 事務の重複排除(法人税、地方法人税)
令和2年4月以後の 申告	⑥ 財務諸表のデータ形式の柔軟化(法人税) 現状のデータ形式(XBRL形式)に加え、CSV形式に よる提出を可能とします。
	⑦ 添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出) (法人税、地方法人税)
令和2年4月以後 終了事業年度の申告	⑧ 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化 (法人税) (連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書を e-Taxにより提出を行うことが前提)
	⑨ 財務諸表の提出先の一元化(法人税) (財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を 行うことが前提)

詳細については、e-Taxホームページをご確認ください。

e-Tax ホームページ掲載場所 : <http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/jiiki.htm>

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予：国税通則法第46条)



大月税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください!
(納期限前から相談できます)

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)





神社めぐり

第45回



犬嶋神社(旧村社)
 鎮座地 上野原市野田尻三七二
 御祭神 大国主命 少彦名命
 神輿渡御 九月一日
 例祭日 九月二日
 宮 司 中村宗彦
 総代長 和智弥之輔
 境内地 三五四坪
 氏子戸数 六五戸



由緒沿革
 創建由緒不詳。甲斐国志に犬嶋明神野田尻村、本村土神なり傍らに犬木像あり。社地縦二十六間、横十四間(三六四坪)大門に杉榎の古木相對して立てり、注連木と云う。別当本山修験下大野村大法印とある。明治維新の神仏分離令により修験の手を離れ、犬嶋社となる。昭和五十七年社殿を全面的に増改築し面目一新、本殿流造一坪、幣殿二坪、拜殿十二坪、有名な神幸祭も愈々賑やかである。